

苫小牧市多文化共生指針策定準備会議設置要綱

(設置)

第1条 苫小牧市多文化共生指針（以下「指針」という。）を策定するに当たり、準備内容や策定内容の協議を行う機関として、苫小牧市多文化共生指針策定準備会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 指針の策定に向けた事業に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか指針の策定に関し必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる者のうち、市長が委嘱又は任命する者をもって組織する。

- (1) 多文化共生分野に精通している者（多文化共生マネージャー）
- (2) 留学生受入を行っている教育機関の者
- (3) 日本語教育等に従事する者
- (4) 外国人雇用を行っている民間企業の者
- (5) 医療分野の活動に従事する者
- (6) 地域福祉の活動に従事する者
- (7) 町内会組織の活動に従事する者
- (8) 安全・防犯等の活動に従事する者
- (9) 学校において児童・生徒の教育に従事する者
- (10) 本市に長く住む外国人市民
- (11) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 任期は、委員の委嘱又は任命の日から令和6年3月31日までとする。

(謝礼及び交通費)

第5条 委員への謝礼は、苫小牧市私的諮問機関の委員等に対する謝礼金の支払いに関する要綱の規定により、交通費は苫小牧市旅費支給条例及び同条例施行規則に準じて支払うものとする。

(座長)

第6条 会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により決定する。
- 3 座長は、委員会の会務を総理し、委員会の議長となる。

(招集)

第7条 会議は、必要に応じて市長が招集する。

- 2 会議には、必要に応じて、市が別に定める都市再生アドバイザー（多文化共生分野）が出席する。
- 3 会議には、必要があると認めるとき、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(部会)

第8条 会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、座長が指名する委員をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、座長をもって充てる。
- 4 部会は、部会長が招集し、部会長が部会の議長となる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、総合政策部未来創造戦略室において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月11日から施行する。